

船舶インシデント調査報告書

平成28年1月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成27年7月22日 09時15分ごろ
発生場所	長崎県五島市福江島南西方沖 大瀬埼灯台から真方位246° 48海里付近 (概位 北緯32° 17.0′ 東経127° 44.6′)
インシデントの概要	漁業取締船むさしは、航行中、主機に異常が発生したので主機を停止し、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成27年8月6日、調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済み
事実情報	
船種船名、総トン数	漁業取締船 むさし、499トン
船舶番号、船舶所有者等	141536、大岡船舶株式会社
乗組員等に関する情報	機関長、二級（機関）
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 雨、風向 西南西、風力 4
インシデントの経過	本船は、主機に異常音が生じ、機関長が、5番シリンダの排気弁押え金が外れているのを確認し、主機を停止した。 主機は、機関整備業者が開放点検を行ったところ、5番シリンダにおいて、吸気弁の弁棒が折損して弁傘部が燃焼室内に落下し、ピストン頂部及びシリンダカバ等に損傷が生じていた。
分析	本船は、主機5番シリンダの吸気弁の弁棒が折損したことから、弁傘部が燃焼室内に落下し、ピストン頂部とシリンダカバとに挟撃され、ピストン、シリンダカバ等が損傷し、主機が運転できなくなったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が、主機5番シリンダの吸気弁の弁棒が折損したため、弁傘部が燃焼室内に落下し、ピストン頂部とシリンダカバとに挟撃され、ピストン、シリンダカバ等が損傷し、主機が運転できなくなったことにより発生したものと考えられる。